仙台国税局	課税第一部 課税第二部	［略］	［略］	－
関東信越国税局	課税第一部 課税第二部			三人 一人
東京国税局	課税第一部 課税第二部			七人 二人
金沢国税局	課税部			－
名古屋国税局	課税第一部 課税第二部			四人 一人
大阪国税局	課税第一部 課税第二部			五人 一人
広島国税局	課税第一部 課税第二部			－
高松国税局	課税部			－
福岡国税局	課税第一部 課税第二部			一人 －
熊本国税局	課税部			－
合計				二十五人

（課税総括課の所掌事務）

第四百六十八条　［略］

２　前項各号に掲げるもののほか、札幌国税局、仙台国税局、関東信越国税局、金沢国税局、名古屋国税局、広島国税局、高松国税局、福岡国税局及び熊本国税局の課税総括課にあっては、次に掲げる事務をつかさどる。

［一・二　略］

（課税部の資料調査第一課及び資料調査第二課、課税第一部の資料調査課、資料調査第一課、資料調査第二課及び資料調査第三課の所掌事務）

第四百七十四条　課税部の資料調査第一課及び資料調査第二課、課税第一部の資料調査課、資料調査第一課、資料調査第二課及び資料調査第三課並びに課税第二部の資料調査課、資料調査第一課、資料調査第二課及び資料調査第三課は、国税庁長官の定めるところにより、次に掲げる事務（課税総括課並びに東京国税局及び大阪国税局にあっては、資料総括課及び統括国税実査官並びに関東信越国税局、名古屋国税局及び福岡国税局にあっては、統括国税実査官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

［一～五　略］

仙台国税局	課税第一部 課税第二部	［同上］	［同上］	－
関東信越国税局	課税第一部 課税第二部			三人 一人
東京国税局	課税第一部 課税第二部			七人 二人
金沢国税局	課税部			－
名古屋国税局	課税第一部 課税第二部			四人 一人
大阪国税局	課税第一部 課税第二部			六人 一人
広島国税局	課税第一部 課税第二部			－
高松国税局	課税部			－
福岡国税局	課税第一部 課税第二部			一人 －
熊本国税局	課税部			－
合計				二十六人

（課税総括課の所掌事務）

第四百六十八条　［同上］

２　前項各号に掲げるもののほか、札幌国税局、仙台国税局、関東信越国税局、金沢国税局、名古屋国税局、大阪国税局、広島国税局、高松国税局、福岡国税局及び熊本国税局の課税総括課にあっては、次に掲げる事務をつかさどる。

［一・二　同上］

（課税部の資料調査第一課及び資料調査第二課、課税第一部の資料調査課、資料調査第一課、資料調査第二課及び資料調査第三課並びに課税第二部の資料調査課、資料調査第一課、資料調査第二課及び資料調査第三課の所掌事務）

第四百七十四条　課税部の資料調査第一課及び資料調査第二課、課税第一部の資料調査課、資料調査第一課、資料調査第二課及び資料調査第三課並びに課税第二部の資料調査課、資料調査第一課、資料調査第二課及び資料調査第三課は、国税庁長官の定めるところにより、次に掲げる事務（課税総括課並びに東京国税局にあっては、資料総括課及び統括国税実査官並びに関東信越国税局、名古屋国税局、大阪国税局及び福岡国税局にあっては、統括国税実査官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

［一～五　同上］